

Ver 1.0

オフセット・クレジット(J-VÉR)制度に基づく
温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	大和ハウス工業(株)伊達市大滝区の社有林『共創共生の森』での間伐促進による CO2 吸収事業
プロジェクト 代表事業者名	大和ハウス工業株式会社 上席執行役員本店長 上 川 幸 一



提出日 2011年11月21日
受理日 2011年11月21日
最終版提出日 2012年1月6日

A:参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	大和ハウス工業株式会社(ダイワハウスコウギョウカブシキカイシャ)		
住所	大阪市北区梅田 3 丁目 3 番 5 号		
代表者氏名	上川幸一	担当者氏名	宇賀田 和巳
担当者所属	大阪市都市開発部 開発部	担当者役職	次長
担当者 E-mail	ugata@daiwahouse.jp	担当者電話番号	06(6342)1405
プロジェクトでの役割	事業計画立案、事業実施、山林所有者及びプロジェクト実施者		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	同 上		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)			
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	大和ハウス工業株式会社		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	未開設		
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: <u>大和ハウス工業株式会社</u>		

<p>ダブルカウントの防 止措置内容</p>	<p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>類似制度名: 環境省「自主参加型国内排出量取引制度」(第 3 期～第 5 期)</u> <u>いずれも目標保有参加者タイプB(栃木、三重、九州、奈良工場)</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>類似制度名: 国内クレジット制度 高効率ヒートポンプ更新プロジェクト(PJ0632)</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>類似制度名: 国内クレジット制度 住宅におけるコージェネレーションシステムの新設(P29)</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>類似制度名: 国内クレジット制度 住宅におけるヒートポンプの導入による給湯設備の新設(P30)</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>類似制度名: 国内クレジット制度 住宅における太陽光発電設備の導入(P31)</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>類似制度名: 二国間クレジット制度 パイロットプロジェクト事業 省エネ住宅</u> <u>対象分野:製品CDM 相手国中国 野村総研と共同事業</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VÉR)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要があります。</p>
----------------------------	---

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 出版物 (環境報告書/定期刊行物)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p style="padding-left: 40px;">制度名: 東京都 環境確保条例 「都内中小クレジット」</p> <p style="padding-left: 40px;">制度名: 大阪府 温暖化の防止等に関する条例(事業活動のエネルギー対策)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	--

B:プロジェクト活動の概要①	
	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 2010 年 10 月、大和ハウスグループは業界初となる「生物多様性宣言～人と自然が『共創共生』する社会へ～」を策定。自然が創り出した多様な生態系を守り引継ぐことは、住宅メーカーの社会的責任と認識し、行動指針や開発に関するガイドラインを定めて、自然との調和に配慮した事業を推進しています。</p> <p>奈良県吉野山のシロヤマザクラは、日本が守り続け 1300 年間受け継がれてきた“自然のめぐみ”で生物多様性保全のお手本ですが、昨今の環境の変化により、衰退が顕著となっています。私たちは、生物多様性の取り組みという社会的な課題に加え、吉野山の自然を守ることがCSRの重要課題と考え「吉野山の桜を保全する活動」を 2008 年度より開始しています。</p> <p>また地元の皆様とともに、苗木の植樹や枯損木の除去などの保全活動を今後も継続していきます。</p> <p>こうした活動の一環として、北海道伊達市大滝区に当社が所有している山林の一部 113.44ha を森林施業計画に基づき、適切な間伐の実施により対象森林の健全性を確保するとともに、CO2 吸収量のクレジット化を目的としています。</p> <p>【内容】 環境と「共創共生」をテーマとする大和ハウス工業株式会社が、北海道伊達市大滝区優徳の当社所有地で森林による CO2 吸収量をクレジット化し、他者に販売することなく当社事業活動を通じてオフセットするもの。</p>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>昭和 47 年に北海道伊達市大滝区に 559.68ha の山林を取得し、昭和 55 年より森林施業計画の承認を取得し、280ha の造林事業、86ha の広葉樹改良、下刈、駆除、除間伐事業を進めています。</p>

森林施業計画全体 2009 年

(森林施業計画書)

歳級区分		～10年	11～20年	21～30年	31～40年	41年以上	計
トドマツ	面積 (ha)	—	—	256.28	—	25.88	282.16
	蓄積 (m3)	—	—	8,719	—	3,570	12,289
アカエゾマツ	面積 (ha)	—	10.00	5.00	—	—	15.00
	蓄積 (m3)	—	0	110	—	—	110
カラマツ	面積 (ha)	—	—	—	—	2.56	2.56
	蓄積 (m3)	—	—	—	—	850	850
天然生林	面積 (ha)	—	—	0.44	—	223.36	223.80
	蓄積 (m3)	—	—	13	—	16,813	16,826
未立木地	面積 (ha)	—	—	6.96	1.68	27.52	36.16
	蓄積 (m3)	—	—	—	—	—	0
計	面積 (ha)	—	10.00	261.28	1.68	279.32	559.68
	蓄積 (m3)	—	0	8,842.00	0	21,233	30,075

プロジェクト対象地 2009 年

(森林施業計画書)

歳級区分		～10年	11～20年	21～30年	31年～40年	41年以上	計
トドマツ	面積 (ha)			113.44			113.44
	蓄積 (m3)			3,213			3,213

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段

<R001 又は R002 の場合>

【間伐間隔】

トドマツ 平成 21 年から 概ね 5 年間隔で間伐を行う

【定量間伐か、定性間伐か】

間伐の方法は定性及び定量ともあり。
伐採木の選定方法は形質で判断する。

【間伐率】

20～33%を上限とする

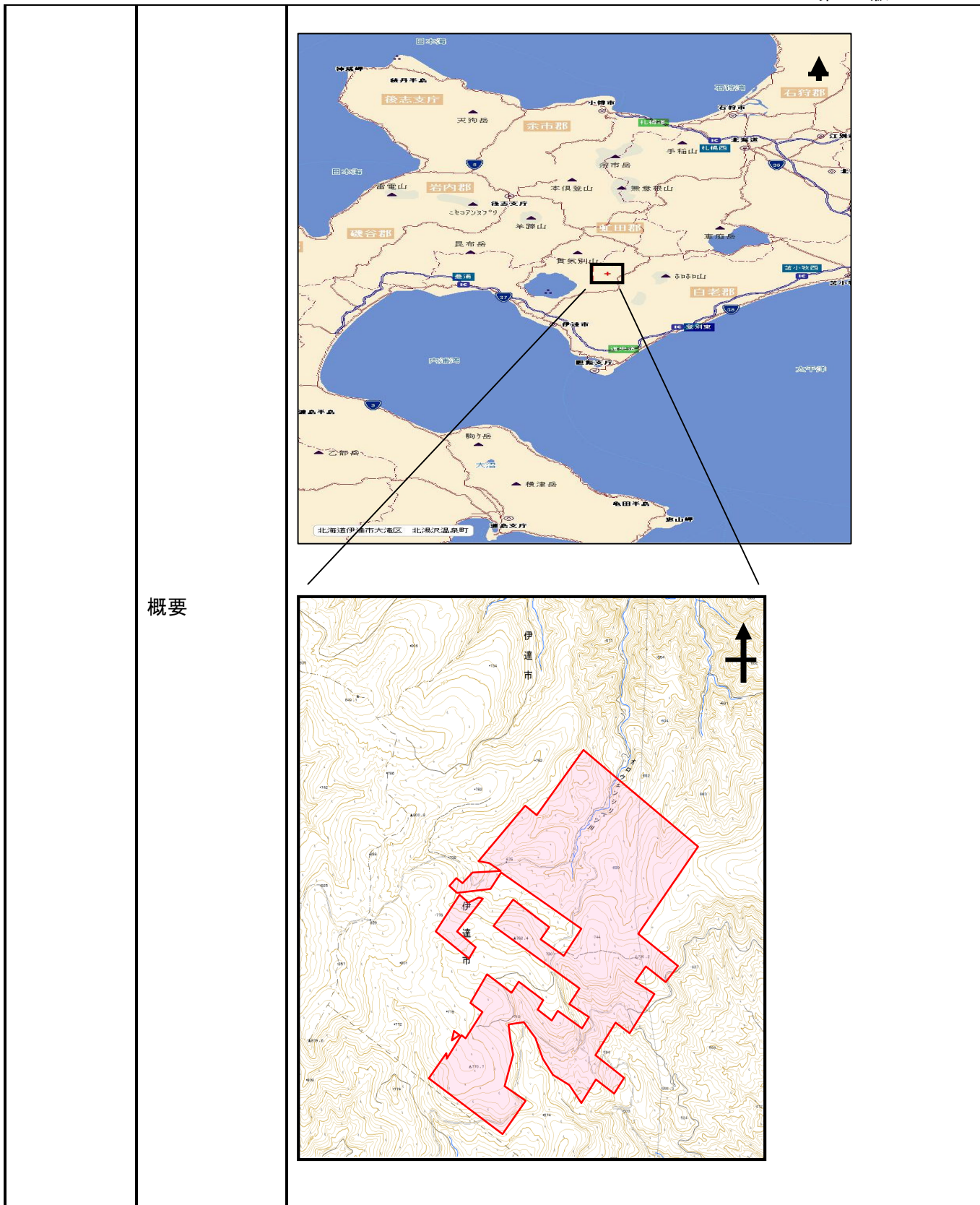
【その他の削減・吸収達成手段】

該当なし

B.2 採用技術	プロジェクトで使用する設備・機器等			
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期
	牛方式ポケットコンパス	牛方商会		S63 年 10 月
	VERTEX IV	バグロフ		H19 年 7 月
	括約目盛付輪尺	HISANAGA		H17 年 10 月
	巻尺	ヤマヨ		H22 年 7 月
	ハンディ GPS	モニタリング時購入予定		
B.3 プロジェクト 実施場所	実施事業所名	大阪市北区梅田 3 丁目 3 番 5 号 大和ハウス工業株式会社 大阪都市開発部 開発部		

ポイントNo.	林班	小班	小班 分割	面積	樹種	住 所	
						大滝区優徳町	住 所
1	1063	0006		4.16	トドマツ	大滝区優徳町	346の一部
							406の一部
2-1	1063	0009	-1	7.20	トドマツ	大滝区優徳町	349-1の一部
							350の一部
							395の一部
2-2	1063	0009	-2	7.32	トドマツ		346の一部
							349-1の一部
							350の一部
2-3	1063	0009	-3	9.48	トドマツ		342の一部
							346の一部
							349-1の一部
3-1	1063	0012	-1	3.74	トドマツ	大滝区優徳町	340の一部
3-2	1063	0012	-2	0.36	トドマツ	大滝区優徳町	340の一部
3-3	1063	0012	-3	0.50	トドマツ	大滝区優徳町	340の一部
3-4	1063	0012	-4	1.12	トドマツ	大滝区優徳町	341の一部
4	1063	0013		13.52	トドマツ	大滝区優徳町	343の一部
							344の一部
5-1	1063	0014	-1	6.68	トドマツ	大滝区優徳町	343の一部
5-2	1063	0014	-2	1.57	トドマツ	大滝区優徳町	343の一部
							344の一部
6	1063	0015		12.40	トドマツ	大滝区優徳町	344の一部
7	1063	0016		3.60	トドマツ	大滝区優徳町	344の一部
8-1	1063	0019	-1	5.81	トドマツ	大滝区優徳町	345の一部
8-2	1063	0019	-2	0.89	トドマツ	大滝区優徳町	345の一部
9	1063	0020		0.84	トドマツ	大滝区優徳町	346の一部
10	1071	0034		2.60	トドマツ	大滝区北湯沢町	191-1の一部
11	1071	0035		2.52	トドマツ	大滝区北湯沢町	191-1の一部
12	1072	0036		1.80	トドマツ	大滝区北湯沢町	237の一部
13	1072	0038		3.52	トドマツ	大滝区北湯沢町	217-1の一部
							245の一部
14	1072	0041		3.88	トドマツ	大滝区北湯沢町	221-1の一部
							222-1の一部
15	1072	0045		7.04	トドマツ	大滝区北湯沢町	213-2の一部
16	1072	0046		2.88	トドマツ	大滝区北湯沢町	213-1の一部
17	1072	0047		4.80	トドマツ	大滝区北湯沢町	213-1の一部
18	1072	0048		1.04	トドマツ	大滝区北湯沢町	213-1の一部
計				109.27			

住 所



B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間		2009年4月1日～2013年3月31日(4年)					
B.5 クレジット期間 ※1		2009年4月1日～2013年3月31日					
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	-	87	353	552	603	1595
B.7 モニタリング報 告の頻度		2013年度に1回予定					
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	森林環境保全整備事業					
	補助金額 (申請額含む)	8,218,749 円 平成 23 年度申請中(補助金額は未決定)					
	補助対象年月日	2009年4月1日～2012年3月31日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	資料 1-S					

<p>備 考</p>	<p>①プロジェクトの吸収量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する a 林野火災、b 病害虫、c 風雪害、d 土砂災害</p> <p>②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する</p> <p>a 林野火災 社有林内に看板を設置し注意喚起を行う。また地元森林組合等の協力により見回りを実施することで、早期発見に努め、被害拡大を防止する。</p> <p>b 病害虫 病害虫被害は認められていないが、地元森林組合等の協力により見回りを実施することで、早期発見に努め、被害拡大を防止する。</p> <p>c 風雪害 風倒や雪害に強い森林施業を心がけ、被害発生時は速やかに再造林を実施する。</p> <p>d 土砂災害 土砂災害が発生し難い森林施業を実施し、森林を健全な状態に管理することで災害を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時は速やかに再造林を実施する。 ・ プロジェクトの吸収量やプロジェクトの実施に影響を与える災害箇所は、プロジェクト面積から除外する。
------------	---

C:適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. R. <u>001 ver. 4.1</u>
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)
C.2 方法論の適格性基準との整合性	条件	説明 ※1
	C.2.1 条件1	プロジェクト実施地は森林法第 5 条が定める森林である
	C.2.2 条件2	<p>1. 森林施業計画書の中で、プロジェクト実施地は「人工林除伐」と分類されているが、これは森林施業地全域では維持すべき材積に達していないため、当該地を間伐として選択できなかったことから分類されている。 しかし、対象事業地は間伐を実施すべき標準的な林齢(伊達市森林整備変更計画)を超えており、2009 年度から同事業地内で毎年度間伐作業を実施している。資料 3-2 当該事業の内容について施業計画認定者の伊達市は、材木の育成過程で林分内の密度を下げる為に間引きとして実施する「人工林間伐」であると認めている。資料 2-2、資料 1-P-1</p> <p>2. 伊達市では、京都議定書の第一約束期間における森林吸収量の目標を達成するための特定間伐等の取組の強力な推進を目的とした間伐等推進法に基づき、「特定間伐等促進計画」を作成している。 事業地の一部も本エリアに含まれており、同時期に「人工林間伐」を実施している事業地においても同様の実施内容である。資料 1-P-2</p>
	C.2.3 条件3	施業計画の認定番号 <u>21-1</u> (プロジェクト期間に係るすべての施業計画について認定番号を記載)

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">準拠の説明</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 一部準拠しない*</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>			準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/> 全く準拠しない		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*		<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する
準拠の説明	説明									
<input type="checkbox"/> 全く準拠しない										
<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*										
<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する										
C.3 適用するガイドライン等	C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)								
		モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由						
		活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS <input checked="" type="checkbox"/> 実測	正確な面積データ把握のため						
		拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測 <input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書が利用可能なため						
		収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等) <input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)	文献名: 北海道「森林調査簿」 附録第 6 号 (森林調査簿における蓄積及び樹高等の取扱い)						
		該当ページ: 附 32~附 71 ページ								

C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)	C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定	(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明) 森林を適切な状態に保つために必要な間伐が 2007 年度以降に実施されていない状況						
		(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">データの信頼性・入手可能性</th> <th style="width: 70%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 低い</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 低くない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	データの信頼性・入手可能性	説明	<input type="checkbox"/> 低い		<input checked="" type="checkbox"/> 低くない	
		データの信頼性・入手可能性	説明					
<input type="checkbox"/> 低い								
<input checked="" type="checkbox"/> 低くない								
(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施業計画通りに実施しない可能性</th> <th style="width: 70%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施業計画通りに実施しない可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
施業計画通りに実施しない可能性	説明							
<input type="checkbox"/> 可能性がある								
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない								
		(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">転用の可能性</th> <th style="width: 70%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	転用の可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
転用の可能性	説明							
<input type="checkbox"/> 可能性がある								
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない								

		<p>(温室効果ガス排出源・吸収源)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">温室効果ガス排出源・吸収源</th> <th style="width: 40%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源</td> <td>地上部、地下部バイオマス</td> </tr> <tr> <td>上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td> <td>該当無</td> </tr> </tbody> </table> <p>リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">リーケージの種類</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加</td> <td>該当無</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加</td> <td>該当無</td> </tr> </tbody> </table> <p>(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">温室効果ガス排出源・吸収源特定のための追加的な基準</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 使用しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源	説明	森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部、地下部バイオマス	上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	該当無	リーケージの種類	説明	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当無	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当無	温室効果ガス排出源・吸収源特定のための追加的な基準	説明	<input type="checkbox"/> 使用		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
温室効果ガス排出源・吸収源	説明																			
森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部、地下部バイオマス																			
上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	該当無																			
リーケージの種類	説明																			
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当無																			
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当無																			
温室効果ガス排出源・吸収源特定のための追加的な基準	説明																			
<input type="checkbox"/> 使用																				
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない																				
C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用	<p>(吸収量の定量化における不確かなデータの使用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">不確かなデータの使用</th> <th style="width: 60%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 使用する</td> <td>(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 使用しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	不確かなデータの使用	説明	<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない													
不確かなデータの使用	説明																			
<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)																			
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない																				

	<p>C.5.2 モニタリング対象とならない排出源・吸収源</p>	<p>(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)</p> <table border="1" data-bbox="552 327 1398 573"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 327 866 472">モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源</th> <th data-bbox="866 327 1398 472">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 472 866 521"> <input type="checkbox"/> 存在する </td> <td data-bbox="866 472 1398 521"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 521 866 573"> <input checked="" type="checkbox"/> 存在しない </td> <td data-bbox="866 521 1398 573"></td> </tr> </tbody> </table>	モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明	<input type="checkbox"/> 存在する		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない	
モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明							
<input type="checkbox"/> 存在する								
<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない								
<p>C.6 モニタリングプロットの設置</p>		<p>(モニタリングプロットの設定方法に関する記述)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プロットについては、林相・地形・標高・自然条件を考慮し、概ね 20ha に 1 箇所とした。 ○ 1ha 以上のモニタリングポイント内に設置する。 ○ 平均樹高の 2 倍程度林縁から離れた場所に設置する。 ○ 極力、保守的に考え地位が特別よい場所は回避する。 ○ 検証時に再到達可能な場所を選定する。 ○ モニタリングプロットの一辺はモニタリングプロット内の最大樹高以上とする。 <p>(モニタリングプロットに対応した資料の準備)</p> <p>資料 3-3-1 資料 3-3-2</p>						
<p>C.7 備考</p>		<p>なし</p>						

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他																																									
D.1 関連する許認可及び関連法令	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>該当しない</th> <th>該当する*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>森林・林業基本法</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/>第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/>その他(具体的に:)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>森林法</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/>第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/>第 11 条森林施業計画 <input type="checkbox"/>その他(具体的に:)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>種の保存法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>鳥獣保護法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>騒音規制法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>景観法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>環境影響評価法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>			該当しない	該当する*	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)	2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		該当しない	該当する*																																						
1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)																																						
2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)																																						
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																																						
4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
D.2 ステークホルダー (森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	<p>プロジェクト対象地が全てプロジェクト事業者の所有であるので、外部のステークホルダーは存在しない。</p>																																								
D.3 その他特記事項	なし																																								